

<国土地理院からの回答>

※以下、回答文より抜粋したものを文書に打ち出したものです。

★◎ 『UAV を用いた公共測量の実施に関する質問と解して回答します。

UAV の飛行や写真撮影については、必ずしも測量士が行う必要はありませんが、測量士が現場に立ち会うことを推奨しています。UAV の飛行や写真撮影のみであれば、作業を受注した測量業登録業者の測量士が現場に行き、その測量士の指示に従うという条件の下で、測量業登録していない会社の社員に下請けに出すことはできます。ただし、撮影計画及び精度管理につきましては、測量業登録業者の測量士が関与する必要があります。』

上記、先日国土地理院さんから正式に発表されましたが、さらに

『測量を実施するための費用の全部又は一部を国や地方公共団体が負担・補助している場合は公共測量に該当します。

UAV を用いた測量である「UAV 写真測量」「UAV 写真点群測量」「UAV レーザ測量」は、作業規程の準則で作業内容が規定されています。準則では、第 7 条において測量業者以外の者への発注は禁止されています。』

という回答をいただきました。

詳しくは国土交通省 国土地理院ホームページ等でもご確認ください。

問い合わせ担当

国土交通省 国土地理院

〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1 番

<http://www.gsi.go.jp/>

公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）について

1. 全体概要

(1) 趣旨

国土交通省では、建設現場における生産性向上を目指す取組として i-Construction を進めているところである。UAV（Unmanned Aerial Vehicle、無人航空機）を測量に活用することで生産性の向上を図ることが可能であることから、国土地理院では、測量分野における i-Construction を強力かつ着実に推進するため、UAV を測量に活用するための環境整備を行っている。

今後、UAV を使用した公共測量が数多く展開されることが予想される中で、測量作業機関（測量会社等）が安全に作業を実施するためには安全確保のための一定のルールを定めることが必要であることから、国土地理院では、「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（以下「本安全基準」という。）の整備を行い、平成 28 年 3 月 30 日に公表したところである。

また、国土地理院では、i-Construction に関する測量に対応できる職員の育成や、災害発生時には自ら現場において必要な撮影や測量を行うことができるよう、「国土地理院ランドボード(GSI-LB)」という体制を平成 27 年度に設置したところである。本安全基準は、国土地理院が UAV を使用する際にも準用することとしている。

(2) 目的

本安全基準は、i-Construction に係る測量など UAV を公共測量作業等で活用する場合に、安全を確保した作業を行う上で遵守が必要となるルール等を定め、公共測量における UAV の活用に資することを目的としている。

(3) 構成

本安全基準は、UAV を用いた測量作業を行う作業機関が遵守すべき事項について、使用する機器等の条件、運航体制の整備や作業員への教育など平時から行う事項、計画策定や居住者等への説明など運航前に行なう事項、運航前の確認事項や運航中止の条件など運航作業現場で行う事項など、場面ごとに必要な様々な事項について規定している。

(4) 適用範囲と利用上の注意点

本安全基準は UAV を使用した公共測量（測量用空中写真撮影、レーザ計測による地形データ取得等） を対象としている。また、対象の UAV の機材については、総重量が 25kg 未満の 中・小型回転翼機（マルチコプター） としており、固定翼型の UAV は本安全基準においては対象外としている。これは、測量作業機関（民間測量会社）における UAV の保有状況等を踏まえ、適用範囲を定めたところであるが、対象とする機体の種類等については、来年度以降も拡充させるための検討を引き続き行うこととしている。

なお、測量で使用することを想定しているため、UAV の運航は、自動運航（GNSS 等を利用して、機体の位置情報等を把握し、あらかじめ計画されたルートに従って、自律的に運航すること）を行うことを原則としている。

この他、使用する UAV については、一定の性能、機能を有することを原則としている。なお、これらの性能、機能を有しない UAV であっても測量作業において使用することはできるが、この場合は、作業計画機関（発注元）の承諾が必要としている。

なお、本安全基準は、安全確保のための1つの考え方を提示したものであり、事故等の発生にいたる事象を減らすことや、万が一事故等が発生した場合に生じる損害を軽減させることが目的である。このため、本安全基準に従って作業を行った場合に、事故等が一切発生しないということではなく、作業者は、本安全基準のみを過信することなく、機体の状況や使用環境、作業者の技量などを踏まえて、これらに柔軟に対応しつつ、適切かつ安全に作業を行うための最善の策を講じることを求めている。

2. 本安全基準で定めている主な項目とその内容

(1) UAV の要件、機能

本安全基準が対象とする UAV は、以下のような形状、性能、機能等を有していることを原則としている。

<機体の形状等>

- 十分かつ安定した運航性能を持つ機体であって、その性能が明らかであること
- 機体に鋭利な突起物がない構造であること
- 機体を空中で認識しやすい色や模様であり、灯火や表示など、空中で機体の位置及び向きを正確に視認できるための装備があること
- 機体を識別できる情報が機体に記載されていること
- 電波法に適合した無線装置を使用していること

<機体の機能等>

- 自動運航機能を有すること
- モニタ監視機能（機体の位置や機器、バッテリーの状態を地上のモニタでリアルタイム監視できる機能）を有すること
- フェイルセーフ機能（機体に異常が生じた場合などに、運航を中止させる機能）を有すること
- フライトログ機能（機体の位置や機器の状態を記録する機能）を有すること

<機体の運用条件等>

- 定期的な点検を、製造元や専門の第三者機関等で実施していること
- 適切なバッテリーを使用していること

(2) UAV の運航方法、条件

本安全基準が対象とする UAV は、以下のような方法や条件下での運航を行うことを原則としている。

- 空港周辺の空域以外における運航、高度 150m 未満の空域における運航
（いずれも航空法に基づく許可を得る必要のない空域での運航）
- 日中の時間帯における運航、地上の構造物から 30m 以上の距離を確保した運航
（いずれも航空法に基づく承認を得る必要のない方法での運航）

- 現場作業員（操縦者、機体監視者等）の監視下での運航
- 離着陸時や緊急時を除き、自動運航による運航
（測量で使用する場合は、あらかじめ運航ルート等が明らかであるため）
- 運航範囲の直下及び周辺に、不特定の第三者（一般の歩行者や通行車両等）が存在しない

（3）作業機関が行なうことが必要な事項

本安全基準では、作業機関に対し、安全確保のために以下のような取組を行うことを求めている。

- 管理者の配置（運航管理、安全管理、整備管理）
- 運航予定範囲の状況に応じた作業現場における体制の整備
（現場班長、操縦者、機体監視者、保安員等）
- 操縦者及び整備者の確保、育成
 - 操縦者については、一定時間以上の操縦経験を有していること、民間資格等により技能等が客観的に証明できること等を条件として設定
- 運航実績、事故等の状況、機体の整備状況等についての適切な記録、管理
- 事故対応マニュアル（緊急対応手順、緊急連絡先等）の作成、作業員への教育

（4）作業（UAVの運航）に当たって事前に行なう事項

UAVを使用した測量作業を行う前に、作業機関や担当者は以下のような事項を行うことが必要としている。

- 計画の作成及び作業計画機関の承認（運航ルートの計画に当たっては、測量精度の確保のため、測量士が関わる必要がある）
- 運航予定範囲内の居住者等への通知、説明
- プライバシー保護のための取組（住民への説明、保護措置等）
- 必要な保険の加入
- 現地調査の実施や必要な装備、備品等の準備
- 航空法、電波法その他関連法令に基づく必要な届出等

（5）現場における作業（UAVの運航）に当たっての留意事項

UAVを使用した測量作業を行う際には、作業現場において、以下のような事項に留意して作業を行うこととしている。

- 使用する機体の運航前の点検、慣らし運転の実施
- 最終的な運航の可否の判断（気象条件、電波状況等）
- 作業体制、装備等の確認
- 運航中止の条件
- 事故等が発生した場合の対応